

## 小矢部市電子入札運用基準

(趣旨)

**第1条** この運用基準は、小矢部市が発注する建設工事、建設工事に関する設計、調査及び測量等の委託業務、物品の購入及び賃貸借並びに役務の提供における電子入札システムを使用して行う入札（以下「電子入札」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この運用基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 入札に係る手続きのうち、入札案件の登録から落札者の決定までの一連の手続きをコンピュータ及びインターネットを使用して処理する電子情報処理組織をいう。
- (2) 電子入札書 入札に必要な事項を記録した電磁的記録をいう。
- (3) ICカード 電子入札コアシステム対応認証局が発行した、電子的な証明書を格納しているカードをいう。
- (4) ID及びパスワード 電子入札システムを使用するときに必要なログインID及びパスワードをいう。
- (5) 紙入札 入札に必要な事項を記載した書面を使用して行う入札をいう。

(利用者登録)

**第3条** 電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、初めて電子入札システムを使用する場合や、新たにICカードを取得した場合は、使用するICカードについて、事前に電子入札システムにより利用者登録を行うものとする。

2 物品・役務の入札参加者で、前項に規定する利用者登録を行わないものは、発注者からID及びパスワードの交付を受けなければならない。

3 入札参加者は、利用者登録した代表窓口情報、ICカード利用部署情報等に変更が生じた場合は、随時、電子入札システムにより変更内容の登録を行うものとする。

(電子入札に使用するICカード等)

**第4条** 電子入札に使用することができるICカードは、市の入札参加資格者名簿に登載されている者（以下「代表者」という。）又は市外業者で代表者から入札・見積権限及び契約権限について委任を受けた当該委任先の代表者（以下「受任者」という。）の名義のICカードとする。

2 特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）が電子入札に使用することができるICカードは、特定JVの代表会社の代表者又は当該代表者からの受任者のICカードとする。また、当該特定JVの入札書提出時において、特定JVの構成会社の代表者又は受任者から代表会社の代表者又は受任者に対する入札に関する権限についての委任状の提出を求めるものとする。

3 利用者登録を行った者は、電子入札システムに使用するICカードの破損、紛失、

盗難その他の事故を予防するために、必要な措置を講じなければならない。

4 入札参加者がICカードを不正に使用等したことが判明した場合には、市は次に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 入札前の場合 当該入札への参加を認めない
- (2) 入札後で契約締結前の場合 契約を締結しない
- (3) 契約締結後の場合 契約の解除

(入札公告及び指名入札通知)

**第5条** 一般競争入札の公告にあつては、市は小矢部市契約規則（昭和48年小矢部市規則第8号。）第5条に、指名競争入札の通知にあつては契約規則第21条第2項に規定する事項を、電子入札システムによって公告又は通知（以下「公告等」という。）する。

2 市は、前項の公告等と併せて、次に掲げる事項も公告等するものとする。

- (1) 電子入札に必要な添付書類の電子データ
- (2) 前号に規定する電子データの提出方法及び提出期限
- (3) その他必要と認める事項

3 第1項及び第2項の公告等を、電子入札システムにより行うことが困難な場合は、書面等によることができる。

(案件登録)

**第6条** 入札執行者は、電子入札の案件にかかる入札方式、入札書提出期限、開札日時及びその他必要な事項を登録するものとする。

2 入札執行者は、登録内容について変更を行い、又は当該入札を中止する必要があると認めるときは、直ちに電子入札システムにより当該案件の入札の中止を入札参加者に通知し、変更を行う場合には改めて登録を行う。ただし、変更が軽微な場合には、電子メール等による変更内容の通知をもって代えるものとする。

(電子入札書の提出)

**第7条** 入札参加者は、入札書に記載すべき入札金額その他所定の情報、入札に必要な添付書類又は辞退届など（以下「入札書等」という。）を電子入札システムに登録することにより、電子入札書を提出するものとする。

2 入札書等の提出期限は、公告等によりあらかじめ指定された期限とする。

3 電子入札システムにより一度提出した入札書等は、その提出後において撤回、訂正等はできないものとする。

(添付書類の取扱い)

**第8条** 電子入札において必要な添付書類は、原則として電子ファイルにより提出するものとする。また、添付書類の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、次に掲げるものとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないものとする。

アプリケーションソフトの種別	ファイルの形式
文書作成ソフト	Microsoft Word 2013以降の形式(.docx)

表計算ソフト	Microsoft Excel 2013 以降の形式(.xlsx)
PDFソフト	Acrobat5.0 以降の形式(.pdf)
画像ソフト	拡張子が.jpg形式又は.gif形式であるもの。
その他	公告等において特別に認めたファイル形式

2 圧縮ファイルを利用する場合における圧縮形式は、ZIP形式に限るものとする。この場合において、パスワード付きの形式及び自己解凍方式は、使用しないものとする。

3 入札執行者は、入札参加者から提出された添付書類がウィルスに感染していることが判明した場合、直ちに作業を中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議するものとする。

(紙入札による参加を認める基準)

**第9条** 入札執行者は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合に、紙入札による参加を認めるものとする。この場合、入札参加者は、紙入札参加届出書(様式第1号)を提出するものとする。

(1) ICカードの記載事項(名義人等)の変更により電子入札システムが利用できない場合

(2) ICカードの失効及び破損等でICカードが使用できなくなり、ICカードの再発行を申請中の場合

(3) パソコン、インターネット環境等のシステム障害及びやむを得ないと認められる事由により、入札締切日時までに入札書等が提出できない場合

(4) その他、小矢部市が認めた場合

2 入札執行者は、前項の規定により紙入札での参加を認める場合は、当該入札参加者に電子入札による手続きを行わないよう指示するものとする。ただし、この場合において、既に電子入札システムによって行われた手続きは有効なものとして取り扱うものとする。

3 入札書等の提出期限は、電子入札システムによる当該提出書類の提出期限と同一とする。

4 前各項に定めるもののほか、紙入札は小矢部市期間入札実施要領に基づき実施するものとする。

(開札)

**第10条** 開札は、事前に設定した開札予定日時以降、電子入札システムの開札処理で行うものとし、当該入札に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

2 再入札となった場合は、原則として初回開札日の翌開庁日に執行するものとする。

3 開札予定時間から落札者決定通知書又は再入札通知書等の発行まで、著しく遅延する場合には、必要に応じ、入札参加者に電子入札システム等により状況の情報提供を行うものとする。

4 入札執行者は、落札者を決定したときは、電子入札システムによる入札参加者に対して落札者決定通知書により通知するものとする。

- 5 入札執行者は、低入札調査基準価格を設定した入札において、最低価格入札者のした入札が当該低入札調査基準価格を下回る場合には、必要に応じて保留通知書にて通知を行い、落札者の決定後、落札者決定通知書を発行するものとする。
- 6 入札執行者は、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あった場合、電子入札システムにより当該同価格の入札についてくじを行って落札者を決定するものとする。
- 7 電子入札において紙入札により参加する業者（以下「紙入札業者」という。）がいる場合には、当該紙入札業者の入札書等の内容及びくじ番号を電子入札システムに登録してから開札を行うものとする。この場合において、紙入札業者を開札に立ち合わせることができる。
- 8 開札を中止する場合は、電子入札システムその他適当な手段により、当該案件の入札参加者全員に、開札を中止する旨を通知するものとする。
- 9 入札締切予定日時になっても電子入札書が電子入札システムに入力されたことが確認できない入札参加者については、棄権したものとみなすものとする。  
（無効な入札）

**第11条** 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 予定価格が事前に公表されている入札に当たり、予定価格を超える価格の入札
- (3) 再度の入札に当たり、事前の入札の最低価格以上の価格の入札
- (4) 必要な記載事項を確認できない入札
- (5) 明らかに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）などに抵触すると認められる入札又は入札に際し不正行為があったと認められる入札
- (6) 前各号に掲げるもののほか、電子入札に関する条件に違反した入札  
（障害発生時等の対応）

**第12条** 入札参加者から、天災、広域的な停電、通信事業者の原因によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により電子入札に参加できない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。調査確認の結果、復旧を待っていたのでは入札及び開札に間に合わないとは判断されるときは、入札書等の受付締切予定日時及び開札予定日時の変更（延長）等必要な措置を講じ、入札参加者に電話等によりその旨を通知する。

- 2 発注者側に障害が発生した場合は、障害復旧の見込みがある場合には入札書受付締切時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には紙入札に変更するものとする。

(様式第1号)

年 月 日

### 紙入札参加届出書

(宛先) 小矢部市長

住 所  
商号又は名称  
代表者職・氏名  
担当者職・氏名  
連絡先等

下記案件について、とやま電子入札共同システムによる電子入札に参加できないので、紙入札による参加を届出します。

#### 記

1. 契約番号 

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
2. 件 名 \_\_\_\_\_
3. くじ番号 

--	--	--

 ※任意の数字3文字を記入してください。
4. 電子入札システムに参加できない理由 (□にチェックしてください。)
- ICカードの取得手続き中
  - 記載事項変更のため再取得
  - 失効・破損等による再発行
  - その他 (※下欄に具体的な理由を記載してください。)

--